

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律49号)第5条第13号(以下「認定法第5条13号」という。)及び公益財団法人報農会(以下「この法人」という。)の定款第15条(報酬等)及び第31条(報酬等)の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第25条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

### (報酬等の額の決定)

第3条 この法人の評議員には、定款第15条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき1万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

2 この法人の常勤理事には、各年度の報酬等の総額が500万円を超えない範囲において、理事会にて決定の上、支給する。非常勤理事には職務の執行として評議員会、理事会へ出席した場合等は1人1回につき1万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

3 この法人の非常勤監事には、職務の執行として評議員会、理事会へ出席した場合等は1人1回につき1万円を超えない金額を報酬等として支給することができる。

4 常勤理事には、退職慰労金を支給することができる。支給額は役員退任時の年間報酬金額の12分の1に、役員在任年数を乗じた額とし、在任期間に他からの出向期間がある場合はその期間を対象期間から除き、1年未満は月割りにして計算する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員および評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

2 その支給方法は、常勤役員については、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、本人へ直接支給、又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員及び評議員にその職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改廃)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。